



弊財団にて認証を取得している事業者向け

Q	A
1 倉庫の変更/追加を考えています。どのような手続きが必要ですか。	<p>まずは変更申請書をご提出ください。</p> <p>対象となる倉庫への臨時確認調査が必要となります。使用できるのは、判定委員会で適合と判定されてからになります。</p>
2 外国の製造者（輸出者）に格付表示を委託したいです。どのような手続き、手順が必要ですか。	<p>以下の手順が必要です。</p> <p>①外国の製造者とのJAS格付表示の委託契約締結*。</p> <p>②「格付表示担当者を補佐する者」からJASマーク貼付数量等の報告*を受ける手順を決める。</p> <p>③外国の製造者に「格付表示担当者を補佐する者」になる者を選出してもらい、研修を行う。（研修資料を提供し研修内容を理解した旨の報告書を受け取る）</p> <p>④認証機関に以下を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証申請書記載事項変更申請書 ・ 認証申請書添付書類「格付の表示に関する事務の一部の委託先一覧」「格付表示の実施方法」 ・ 格付表示規程（格付表示の委託についての内容を含むもの） ・ 委託先の有機の認証証書（写し） ・ 委託契約書（写し） ・ 格付表示担当者を補佐する者の研修記録（研修資料及び研修内容を理解した旨の文書） <p>⑤認証機関が④を確認し、申請が受理された後、格付表示委託を開始することができる。</p> <p>* 農林水産省HP内、令和4年10月国税庁・農林水産省「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A」の問5-9、問5-12に例の記載があります。</p>